





## 早川書房の見解

昨年十二月、姫さんに『太陽風光』の文庫化を申入れました。その時点ではまだ單行本の在庫もあつたため、ある程度の販売期間をみて、五十六年九月までに文庫を出版するという内容です。また姫さんも他社からの申込みもないでの是非お願いしたいとしていたので、うちとしてはそれでもうて姫さんとの（文庫）契約が守られたと判断したわけです。

一月十四日の作品がSFP大賞を受賞した後、徳間さんと契約を結ばれたということで、徳間さんは抗議文を送ったところ、徳間さんがこちらに見え、一九のロイヤリティを一年間払うとどうお話をされた。しかし、うちほんとうはいよいよさねずきているところでおKするつもりはないとのことでございました。

うちの立場は、本の出版で、こちらとしては書籍上からも徳間さんの前に出さなければならぬため、月十七日姫さんに写真版で文庫をつくる旨連絡したところ、その後姫さんから出版差し止めの内訳明がきたわけです。しかし、この経過の中ではシガ通らぬのでもとして出そうとしていたところ、新しい要素として小松左京さんから電話がありがつて当然ではないかという話を持った。その時点ではある程度小松さんの頬も立てるべきかと思い、小松さんの事務所に問い合わせたわけです。その後小松さんへお詫びをされ、その時点ではある程度小松さんの頬も立てるべきかと思いついてあまことに話のとりまとめをお願いしたわけです。

ところが小松さんの調停案がどうもうもの立場についてあまことに解釈がない内容のものだったので、姫さんと三者会談を持ち（三月十二日）、うちの方から協定書を示しましたがかなりの意図を述べたところが、今回の問題は弁護士同志の相談となりました。ところが弁護士同志の相談となってしまったところが、調停云々の問題やロイヤリティ一%の問題が出てきました。これには小松さんがはじめ示した調停文書を出版するという内容です。これでは自紙に戻し裁判に訴えきるをえないとして、とにかくうちとしては今回の過程では一貫して徳間の出版は認められないという立場で交渉し、また交渉中でいうこともあって在庫をかかえたまま文庫にしまっておきました。しかしこれは全く押上の形で、実感が進みながら交渉が続けられたわけです。つまり、交渉と実感の両側から、うちの立場は従来から基本的にはそのまま変わらないということです。

うちの立場は、本の出版

は「頭であれ契約は成立するといふ点と、出版権の設定ということには当然独占的排他性が内容には含まれるという考え方です。うちの立場は従来から基本的にはそのまま変わらないということです。

一方でやつてきましたが、実際の運用段階で守られていたかどうかは別です。この種の出版が頻発したのはじこ五、六年のことです。それ以前は出版契約を結べば暗黙のうちに独占的排他性を持つという認識はあったのではなくかと思いま

す。そうでないと、単行本を出し

たところがいつの間にか

わからなくなることになり、契約関係が流動的になってしまい、ひいては出版界そのものの命どりになります。このうしなうなりで、うか。各種笑説を調べてみても、契約とは随行者を安定させるためのものであり、独立性がなくなつてしまつてしまつて、実際のところ無意味になつてしまつわけです。

ですから、今回の件で「調停」がどうこうとは別に、出版界がメジャーチャンネル化になつてしまつて、何かやる必要があるのでないかと感じているわけです。

